

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年9月3日(15:00)

台風12号による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

台風12号による被害により、鳥取県東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、鳥取県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町 (とうはくぐんゆりはまちょう) 西伯郡南部町 (さいはくぐんなんぶちょう)	9月3日	台風12号による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等